随意契約(相手方指定)調書

件 名	ひぐらし小学校学童クラブ普通教室化改修及び渡り 廊下設置工事設計等業務委託	5100050
工(納)期	令和6年1月31日	
契約締結日	令和5年4月4日	
契約金額	27,995,000円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社相和技術研究所
	(法人番号:2010701022827)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料 経理課契約係 R5.3.23

業者選定理由書

件名	ひぐらし小学校学童クラブ普通教室化改修及び渡り廊下設置工事設計等業務委 託
指定業者(案)	名 称 株式会社相和技術研究所 所在地 品川区上大崎二丁目18番1号 代表者 代表取締役 平野 尚久
指定理由	本件は、ひぐらし小学校学童クラブ普通教室化改修及び渡り廊下設置工事設計を委託するものである。 主管課からは、委託先候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記事業者は、ひぐらし小学校の既存建物の設計者であり、令和4年4月から「西日暮里二丁目ひろば館普通教室改修調査検討業務委託」の受託者である。渡り廊下の増築に係る法規制の検討を行い、既存避難階段の取替やレイアウトの変更について、既存建物の隠べい部の調査・検討を行い、実現可能な工法を提案した。 本件では、上記事業者が引き続き行うことにより、既存建物に係る法規制を熟知し、限られた期間内に円滑な業務遂行を行うことが可能である。また、調査検討業務委託の履行実績も良好であることから、確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記事業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)